

# 恵庭市普通河川管理条例の一部 改正のお知らせ



敷地占用料及び土砂採取料その他河川産出物採取料が改正されます

改正占用料等（令和2年4月1日から適用）

敷地占用料等

現行	改正
第21条 市長は、第8条第2号及び第4号の規定による許可を受けた者から別表第1若しくは別表第2に定める敷地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「敷地占用料等」という。)を徴収する。	第21条 市長は、第8条第2号及び第4号の規定による許可を受けた者から別表第1若しくは別表第2に定める敷地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「敷地占用料等」という。)を徴収する。ただし、当該占用の期間が1月に満たない場合にあつては、その敷地占用料等の額に当該敷地を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額とする。

敷地占用料(年額)

区分	単位	期間	単価及び算出方法	
			現行	改正
鉱泉地	1口	1年度又は 1使用期間	類似の土地の価格に100分の5を乗じて得た額	類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額
工作物の 伴う敷地	1平方メートル		近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(以下「近傍価格」という。)に100分の5を乗じて得た額(その額が20円に満たない場合にあつては20円)	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(以下「近傍価格」という。)に100分の6を乗じて得た額(その額が20円に満たない場合にあつては20円)
工作物の 伴わない敷地			近傍価格に100分の3を乗じて得た額(その額が10円に満たない場合にあつては10円)	近傍価格に100分の5を乗じて得た額(その額が10円に満たない場合にあつては10円)
農耕用敷地			近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額(農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第23条第1項の規定に基づき恵庭市農業委員会が改正法の施行の日の前日において定めていた小作料の標準額をいう。以下同じ。)に100分の50を乗じて得た額	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額(農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第23条第1項の規定に基づき恵庭市農業委員会が改正法の施行の日の前日において定めていた小作料の標準額をいう。以下同じ。)
採草及び 放牧用敷地			近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の30を乗じて得た額	近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の60を乗じて得た額

土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単位	単価		摘要
		現行	改正	
土砂	1立方メートル	130円	143円	客土用又は盛土用土砂で砂利の入らないもの
砂利		160円	176円	直径0.5センチメートル未満のもの
切込砂利		160円	176円	直径0.5センチメートル以上8センチメートル未満のもので土砂交じりのもの
砂利		160円	176円	直径8センチメートル未満のもので土砂を含まないもの
栗石		160円	176円	径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの
玉石		210円	231円	直径15センチメートル以上30センチメートル未満のもの
転石		890円	979円	直径30センチメートル以上のもの
芝草	1平方メートル	50円	55円	
木杭	1束	100円	110円	胴径 30センチメートル、元口径 4センチメートル以、内長さ 1.2メートル以内
粗朶		60円	66円	胴径 30センチメートル、長さ 3.5メートル
帯梢	1束(25本)	100円	110円	1本につき 元口径3センチメートル、長さ 3.5メートル
雑草	100キログラム	70円	77円	